

特殊詐欺撲滅のための共同宣言

私たちは、特殊詐欺から、お客様の大切な財産をお守りするため、

お客様の利用状況に応じたATM
の利用制限の実施^(※)

ATMコーナーにおける携帯電話
の利用自粛の呼び掛け

お客様自身による利用限度額の
引下げの呼び掛け

窓口におけるお客様への声掛け
と警察と連携した対応

を推進し、長野県内の特殊詐欺撲滅に向けて
取り組んでいくことをここに宣言します。

令和3年12月14日

株式会社八十二銀行、株式会社長野銀行
長野信用金庫、松本信用金庫、上田信用金庫
諏訪信用金庫、アルプス中央信用金庫、飯田信用金庫
長野県信用組合、長野県労働金庫、長野県JAバンク
長野県警察

※八十二銀行では、現在実施しているATMでのお振込み取引の制限に加え、令和4年4月以降、70歳以上のお客さまでかつ過去2年間に30万円以上のATMでの現金引出のお取引がないお客様につきましては、ATMでの現金引出限度額を30万円とさせていただきます。取扱開始日等の詳細につきましては、決定次第改めてホームページ等でご案内いたします。